

2020年4月20日

Japan tax alert

EY 税理士法人

FATCA 遵守違反に対する IRS の対応

EY グローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EY グローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから
入手可能です。

[http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/
International-Tax/Tax-alert-library%23date](http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date)

米国内国歳入庁 (IRS) は、FATCA 遵守に係る初回宣誓が未提出の金融機関に対し、適時には是正対応が行われなかった一部の金融機関に対して、FFI 契約 (*) 不履行であるとの理由で FFI リストから削除し、登録時に付与された GIIN (グローバル仲介人識別番号 Global Intermediary Identification Number) を無効にするとしています。

この度、IRS は FFI 契約不履行に係る関連手続きを明確にすべく、米国時間 2020年4月15日付けで IRS のホームページ上の FATCA FAQ をアップデートしています。

本 FAQ では、FATCA ポータルサイト上、FATCA 遵守ステータスが「FFI 契約解除」のステータスに変更された場合、再登録をすることで新しい GIIN を取得してはならないとしています。再登録していることが判明した場合、当該金融機関は、有効な登録ステータスを有しないものとして取扱われます。

無効とされた GIIN を再度有効であるものとする場合、IRS の所管部署 (FPP、Foreign Payments Practice) に対して申請を行い、所定の手続きに従う必要があります。当該所定の手続きは、IRS 内の組織である大規模・多国籍事業者部局 (The Large Business and International (LB&I) Division) が、FATCA 遵守に係る宣誓について、不遵守であると認める場合の手続きを関係者に周知するための文書 (Procedures for FATCA Certification Event of Default Notices、下記リンクご参照) で明らかにされています。

<https://www.irs.gov/pub/foia/ig/spder/lbi-04-0120-0002.pdf>

* FFI 契約は、日本を含むモデル2国および政府間協定を締結していない国における金融機関が、FATCA に定める各種要件を遵守するために IRS と締結するものです。

IRSがFFI契約不履行である旨の通知を該当する金融機関に対して発行した場合、宣誓未提出などの不履行を60日以内に是正するよう要請するとともに、IRSに対する質問などの連絡方法が含まれる予定です。また、当該金融機関から反応がない場合、再通知が行われ、さらに30日の是正対応期間が与えられます。

当該通知への対応が不十分とIRSが認めた場合、契約解除の通知が発行されることとなり、当該金融機関のFATCA上の有効な遵守ステータスが損なわれ、GIINをFFIリストから削除する旨がFATCA担当役員(Responsible Officer)に通知される予定です。

なお、契約解除およびGIIN削除回避のために、90日以内に是正を完了させる必要があります。IRSに対し、嘆願書や異議申立てを行うことも可能ですが、期限内にこれらのアクションを取らなかった場合、これらの権利を放棄したとみなされます。

なお、私どもでは、IRSによりGIINを無効とされた本邦金融機関は現時点において認識しておりませんが、今後、IRSがFATCA不遵守と認める金融機関に対しては、今回のガイダンスに加え、2013年に公表された日米当局声明に従って、FFIリストからのGIIN削除等の手続きが進められることになるものと考えられます。

多くの金融機関におかれましては、2回目の内部統制の有効性に係る宣誓が2021年7月に控えており、クリーンな宣誓が実施できるようご準備いただくことが肝要です。そのため、初回宣誓以降の各金融機関を取り巻く統制環境の変化や追加ガイダンスの実務へ影響などを踏まえ、現状の遵守態勢について適時適切な検証の実施をご検討頂く必要があるものと考えられます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200507

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp